

平成29年度

船橋市下水道事業特別会計予算

議案第 3 号

平成 2 9 年度船橋市下水道事業特別会計予算

平成 2 9 年度船橋市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8, 0 1 5, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

平成 2 9 年 2 月 1 7 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10 分担金及び負担金		804,400
	10 負担金	804,400
15 使用料		7,455,600
	10 使用料	7,455,600
20 国庫支出金		3,307,400
	10 国庫補助金	3,307,400
26 財産収入		900
	10 財産運用収入	900
30 繰入金		6,695,200
	10 繰入金	6,695,200
35 繰越金		60,000
	10 繰越金	60,000
40 諸収入		42,700
	10 延滞金及び過料	2,400
	20 貸付金元金収入	39,780
	25 雑入	520
45 市債		9,648,800
	10 市債	9,648,800
合 計		28,015,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
10 下水道事業費		16,412,000
	10 総務管理費	5,729,600
	15 下水道整備費	10,637,620
	20 貸付金	44,780
15 公債費		11,573,000
	10 公債費	11,573,000
20 予備費		30,000
	10 予備費	30,000
合 計		28,015,000

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 下水道 事業費	15 下水道 整備費	駒込川2号幹線 管渠布設事業	1,267,000	平成29年度	24,000
				平成30年度	1,037,000
				平成31年度	206,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
七林幹線管渠用地借上料	平成29年度～平成33年度	契約期間内における借上料
高瀬下水処理場運転管理業務委託料	平成29年度～平成32年度	878,020千円に消費税及び地方消費税を加えた額

第4表 地方債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	9,648,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。